



2019年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社創健社
 代 表 者 名 代表取締役社長 中村 靖
 (コード番号 7413)
 問 合 せ 先 取締役管理本部長 飯田雅之
 (T E L 045-491-1441)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月27日開催予定の第52回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 2019年3月12日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」でもご案内いたしましたとおり、当社のさらなる企業価値の向上を図る観点から、監査を担う監査等委員である取締役（その過半数が社外取締役）が取締役会の議決権を有することにより取締役会の監査・監督機能を強化し、より透明性の高い経営と迅速な意思決定を実現し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) その他、全国株懇連合会の定款モデルに倣い「機関」の独立（第4条）、不要となった規定の削除、明確化のための文言の調整及び条数の変更等、所要の調整を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりとなります。なお本議案の決議による定款一部変更は、本総会終結の時をもって効力が発生いたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 <条文省略>	第1章 総則 第1条～第3条 <現行どおり>
<新 設>	<u>(機関)</u> 第4条 当社は、株主総会および取締役の

<p>第4条 <条文省略></p> <p>第2章 株式 第5条～第10条 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会 第11条～第16条 <条文省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>(取締役会の設置)</u> 第17条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p><新 設></p> <p>(選任方法) 第19条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略> 3 <条文省略></p> <p>(任期) 第20条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><u>ほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 <現行どおり></p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条 <現行どおり></p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員</u> <削 除></p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <現行どおり> 3 <現行どおり></p> <p>(任期) 第20条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主</p>
--	--

<p>2 <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社の取締役会は、その決議によって当社を代表すべき取締役を選定する。</p> <p>2 当社の取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 22 条 <条文省略></p> <p>2 取締役会を招集するにあたっては、各取締役および<u>監査役</u>に対し会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮する事ができる。</p>	<p>総会の終結の時までとする。</p> <p>＜削 除＞</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 当社の取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、当社を代表すべき取締役を選定する。</p> <p>2 当社の取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じて取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 22 条 <現行どおり></p> <p>2 取締役会を招集するにあたっては、各取締役に対し会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮する事ができる。</p>
--	---

<p>第 23 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>第 25 条～第 26 条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 27 条 当会社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第 28 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 29 条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって、これを行う。</p>	<p>第 23 条 <現行どおり></p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>第 26 条～第 27 条 <現行どおり></p> <p style="text-align: right;"><削 除> <削 除></p> <p style="text-align: right;"><削 除></p> <p style="text-align: right;"><削 除></p> <p style="text-align: right;"><削 除></p>
--	--

<p><u>(任期)</u></p> <p>第 30 条 当社の監査役の任期は、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p><削 除></p> <p><削 除></p>
<p><u>(補欠監査役の選任決議の効力)</u></p> <p>第 31 条 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p><削 除></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削 除></p>
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第 33 条 監査役会を招集するにあたっては、各監査役に対し会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p>	<p><削 除></p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p><削 除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 35 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p><削 除></p>

<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 36 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p> <p>第 6 章 会計監査人 <u>(会計監査人の設置)</u></p>	<p>＜削 除＞</p> <p>＜削 除＞</p> <p>第 5 章 監査等委員会 <u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 28 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第 29 条 監査等委員会を招集するにあつては、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人 ＜削 除＞</p>
--	---

<p>第 37 条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>第 38 条～第 39 条 <条文省略></p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 40 条～第 43 条 <条文省略></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>第 31 条～第 32 条 <現行どおり></p> <p>第 7 章 計算</p> <p>第 33 条～第 36 条 <現行どおり></p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>2019 年 6 月開催の第 52 回定時株主総会</u> <u>終結前の監査役（監査役であった者を含</u> <u>む）の行為に関する会社法第 423 条第 1</u> <u>項の損害賠償責任の取締役会決議による</u> <u>免除については、なお従前の例による。</u></p> <p>2. <u>2019 年 6 月開催の第 52 回定時株主総会</u> <u>終結前の社外監査役（社外監査役であっ</u> <u>た者を含む）の行為に関する会社法第</u> <u>423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する</u> <u>契約については、なお従前の例による。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019 年 6 月 27 日（木曜日）
定款変更の効力発生日	2019 年 6 月 27 日（木曜日）

以 上